

## 付録 資料集 (CD-ROM) 収録史料の内容細目

竹島(鬱陵島)・松島(竹島/独島)関係資料集に収録した一部の史料について、記事検索の便をはかるため、各史料に記載された記事の概要と年月日をまとめた細目録を作成した。

細目録を作成した資料は、解題に記した16点のうち鳥取藩政資料(「控帳」、「御用人日記」、「御用人日記写」、「竹嶋之書附」、「伯耆志」)、岡嶋家資料(「竹島考」、「因府年表」、「因府歴年大雑集」、「増補琉事録」、「竹島渡海由来記抜書」)の全10点である。

### (1)凡例

細目録の作成にあたっては、以下の要領で行った。

#### 表の項目

- ・「記載内容」の項目には、出来事の概要といつ起こったのかを記した。
  - ・「出典」の項目には、「記載内容」に記された出来事が、資料のどの部分(何月何日条かなど)に載っているのかを明記した。
- ※「竹嶋之書附」と「竹島考」、「竹島渡海由来記抜書」には「出典」の項目はなく、「記載内容」を時系列にまとめたものである。

#### 例 控帳

年月日			記載内容	出典
			事項	
元禄5	1692	5月2日	江戸藩邸の和田左門、幕府朝鮮人が島から帰れば構いなしの旨、鳥取へ飛脚差し出す。	5月10日

「控帳」の元禄5年5月10日条に、同2日、江戸藩邸から国元へ朝鮮人に関する飛脚が出されたという記載があることを示している。

## (2)内容細目

## ①控帳

		記載内容		出典
年月日		事項		
寛文 6	1666	11月20日	大谷甚吉船1艘が朝鮮に漂着の報。対馬へ無事送り届けられた旨を伝える。	11月20日条
		12月13日	漂着について老中より奉書を受け、江戸へ御礼を遣わす。	12月13日条
寛文 7	1667	3月9日	大谷九右衛門、漂着した手代らの大坂よりの帰国の儀につき、藩主へ御礼のため鳥取に参る。	3月9日条
		3月17日	漂着手代に藩から路銀が遣わされる。	3月17日条
元禄 5	1692	4月9日	村川市兵衛、竹島にて朝鮮人に遭遇したことを藩へ報告	4月9日条
		5月2日	江戸藩邸の和田左門、幕府朝鮮人が島から帰れば構いなしの旨、鳥取へ飛脚差し出す。	5月10日条
		5月10日	江戸藩邸和田からの書状、家老受取。	
		8月2日	藩が村川市兵衛へ鮑代2貫目の内貸し延期を通告	8月2日条
元禄 6	1693	1月19日	大谷九右衛門へ竹島での獵のため鉄砲7挺使用許可。	1月19日条
		4月28日	鳥取へ朝鮮人連行の報、米子荒尾修理より届く。江戸へ報告の飛脚差し出す。江戸から指示あるまで、大谷宅に置き、番人を付けるよう指示。	4月28日条
		5月11日	朝鮮人「あんびじやん」の外出無用、酒は3升以下との指示。	5月11日条
		5月11日	大谷藤兵衛、夜前鳥取に到着。	
		5月12日	大谷藤兵衛・船頭2名、会所で事情聴取。	
		5月16日	江戸藩邸より朝鮮人に対する幕府の指示を鳥取へ差し出す。	5月26日条
		5月26日	朝鮮人を長崎へ送るよう幕府からの指示届く。長崎への移送方法(陸路)、使者(平井甚右衛門・山田平左衛門)等を決定。朝鮮人の米子から鳥取へ移送方法、人員(米子組士)を決定。	
		5月28日	朝鮮人鳥取移送の際、見物みだり無きよう家中、及び街道筋へ触れ。	
		5月29日	米子より鳥取へ、朝鮮人が朝米子発足し、明日到着する旨注進される。	5月29日条
		6月1日	朝鮮人、晩鳥取着、宿荒尾大和宅。	6月1日条
		6月2日	式部・将監・日向、荒尾大和宅で朝鮮人に面会、その後朝鮮人は町会所へ移動。	6月2日条
		6月5日	長崎への使者兩人へ、長崎奉行への書、道中條目を相談。	6月5日条
		6月7日	朝鮮人辰下刻(午前9時)鳥取発足。 幕府勘定奉行松平美濃守から竹島渡海に関するお尋ねへの回答書、江戸へ送る。同文を使者2名持参。	6月7日条
		6月30日	朝鮮人長崎へ到着。	7月18日
		7月18日	使者2名、長崎に無事到着、引き渡し済みの報、鳥取へ到着。	
9月19日	使者2名、同行医師へ褒賞。	9月19日		
12月2日	大谷藤兵衛願いにて、拝借銀4貫500目を遣わす	12月2日条		

元禄 7	1694	5月9日	竹島に向かうも、難風のため帰帆。この日、その旨家老に届ける。	5月9日条
		5月17日	竹島渡海の船頭、鳥取に参り、町会所にて取り調べを受ける。	5月19日条
		5月19日	竹島渡海の船頭、取り調べを終え、米子へ出発。	
		11月26日	大谷・村川の拝借金願いを受理せず。	11月26日条
元禄 9	1696	6月5日	鳥取に朝鮮船赤碕着岸の報、御船手山崎主馬を赤碕に派遣。御目付平井金左衛門、郡奉行2名に差配を指示。	6月5日条
		6月12日	朝鮮人の儀につき、荒尾志摩宅で寄合。	6月12日条
		6月14日	朝鮮人、青谷より賀露東禅寺へ移る。	6月14日条
		6月15日	朝鮮人の儀につき、荒尾志摩宅で寄合。賀露での対応を徒頭・郡奉行に指示。	6月15日条
		7月16日	異国船に関する幕府奉書、御船手から浦々へ触れるよう指示。	7月16日条
		7月19日	藩主綱清帰国。	7月19日条
		7月22日	和田瀬兵衛に朝鮮人作廻人を仰せ付ける。	7月22日条
		8月1日	米子大谷・村川へ竹島渡海制禁の奉書写を渡すよう、荒尾修理へ指示。	8月1日条
		8月6日	朝、朝鮮船賀露を出港。同日、賀露出港を江戸に伝える使者に広沢半右衛門が命じられる。	8月6日条
		8月18日	夜、対馬藩より使者・通詞が用瀬に到着。朝鮮人帰国につき、鳥取城下へ来るにおよばない旨を伝える。	8月19日条
		8月19日	18日の用瀬の件、同日に記録される。	
		9月19日	朝鮮人応接につき、賀露東禅寺住持へ白銀2枚、青谷医師斎藤徳元へ金子2切ずつを遣わす。	9月19日条
		7月22日	和田瀬兵衛に朝鮮人作廻人を仰せ付ける。	7月22日条
11月23日	村川に対し米子塩運上(年500目)の上納を認める。	11月23日条		
正徳 6	1716	12月24日	藩医師斎藤徳元を藩より召し放され、以後町医者並御礼を仰せ付ける。	12月24日条

## ②御用人日記

		記載内容		出典
年月日		事項		
元禄 6	1693	5月9日	米子へ朝鮮人連行の報、国元より江戸へ到着。	5月9日条
		5月10日	吉田平馬が、月番老中土屋相模守へ「朝鮮人口上書・同持参之さすが(刺刀)・懐中之書付三通、并村川・大屋船頭之口上書」を持参。	
		5月13日	老中土屋相模守より朝鮮人を長崎奉行へ引き渡すよう吉田平馬に申し伝える。御請小谷伊兵衛。	5月13日条
		5月15日	①5月10、13日のあらまし、②「朝鮮人口上書其外之品々」は、老中土屋相模守が「留置」いたこと、③土屋より竹島に残る朝鮮人を追い出す様命じられる。しかし、竹島渡海は容易ならざること、残りの朝鮮人らはすでに帰国してしまったことを説明し、納得を得たことを国元へ報告。 朝鮮人長崎移送時の使者の選抜方法について藩主から指示(「御馬廻之内人柄致吟味」)。土屋相模守、在府中の長崎奉行宮城越前守より使者の総人数は一昨年(1692)の異国人の長崎移送に准ずべき旨を申しつけられる。国元へ報告。	5月15日条

元禄 8	1695	5月16日	在番中の長崎奉行川口撰津守・山岡対馬守へ書状を遣わす。 長崎への使者が持参する長崎奉行への口上書の案文。 長崎奉行宮城越前守へ朝鮮人の長崎移送方法を相談。海陸どちらでもよい旨回答があったことを国元へ遣わす。	5月16日条		
		5月20日	勘定奉行松平美濃守より竹島渡海につき問い合わせ。	5月21日条		
		5月22日	幕府勘定頭松平美濃守へ竹島に関する尋ねへの1度目の回答(9か条)を差し出す。(5条目に「竹嶋ははなれ嶋にて人住居は不仕候。尤伯耆守支配所にて無之候」)			
		6月27日	幕府勘定頭松平美濃守へ2度目の回答差し出し(1度目の補足)。			
		5月28日	5月28日鳥取発足の飛脚到来。長崎への使者山田平左衛門・平井甚右衛門、医師竹間玄碩らの人選が行われた旨、ならびに陸路にて長崎へ移すことを報ずる。	6月10日条		
		6月22日	朝鮮人が米子より鳥取の荒尾大和宅へ移送され、翌日町会所へ移されたこと、先月7日に鳥取を出発したこと等を藩主へ報告。その旨を国元へ申し遣わす。	6月22日条		
		6月晦日	朝鮮人ら長崎へ到着。道中にて御領・私領問わず馳走を受ける。	8月9日条		
		7月1日	長崎奉行所へ朝鮮人を引渡し、長崎奉行より返書を受け取る。			
				7月24日	使者兩人、国元へ帰着。	
				9月9日	国元へ使者兩人に対し藩主よりお褒めがあったことを報ずる。	9月9日条
元禄 9	1696	1月28日	幕府老中戸田山城守より、竹島渡海を禁ずる老中奉書を受け取る。御請につき、大久保加賀守へ報告。	1月28日条		
		5月20日	朝鮮船1艘、隠岐へ到着。	6月13日条		
		6月2日	隠岐代官より鳥取に朝鮮船来航の報。			
		6月4日	朝鮮船、赤崎着。			
		6月5日	朝鮮船来航を報ずる飛脚鳥取から江戸へ発。			
		6月13日	朝、鳥取からの飛脚到来。幕府老中大久保加賀守へ朝鮮人来着の届(第1報)。	6月22日条		
		6月22日以前	朝鮮船、青谷入港。専念寺にて平井金左衛門、藩儒辻晩庵ら取り調べを行い、「差て竹嶋訴訟之様ニも不相聞候旨」確認。			
		6月22日	幕府老中大久保加賀守へ、①青谷入港の報、②朝鮮人を青谷より賀露東禅寺へ移したこと、③藩からの口上書と「朝鮮人書記」を届け出る(第2報)。長崎奉行諏訪兵部へ同様の報。			
		6月23日	大久保加賀守、聞役(江戸留守居)吉田平馬を呼び、①対馬藩通辞派遣の旨、②朝鮮人を賀露東禅寺へ入れ置くことの禁止、③朝鮮人の長崎移送は海路にすべき旨を伝える。			
				6月24日	大久保加賀守、聞役吉田平馬に、書付を渡す。(鳥取へ送付)	

元禄 9	1696	6月26日	江戸より鳥取に朝鮮人に関する飛脚差し出し。	6月26日条
		7月22日	湖山池の青島に入れ置いた朝鮮人、和田瀬兵衛に作廻を仰せ付け。	7月22日条
		8月1日	竹島へ渡海禁制の旨、大谷甚吉、村川市兵衛に申し渡す。	8月1日条
		8月4日	7月25、26日江戸発の飛脚到来。江戸、大久保加賀守、朝鮮人を長崎に送らず、直接帰国させるよう指示。	8月6日条
		8月4日	鳥取、平井金左衛門・辻晩庵、青島へ行き、帰帆すべき旨伝える。ただし、濁水により出船できず。	
		8月6日	朝鮮船賀露を出港。平井・辻見届け。同日広沢半右衛門に賀露出港を江戸に伝える使者の命。	
		8月18日	対馬藩使者・通辞2人、用瀬まで来るも、帰す。	8月18日条

### ③御用人日記写

年月日			記載内容	出典
年月日			事項	出典
元禄 5	1692	4月28日	国元より大谷九右衛門・村川市兵衛竹島にて朝鮮人と遭遇したことの報、到着。幕府老中阿部豊後守へ届出。聞き届けとなり、構いなしとされる。	4月28日条

### ④竹嶋之書附

年月日		記載内容	
年月日		事項	
元禄 5	1692	2月21日	朝鮮船11艘出船。
		2月晦日	村川・大谷船、隠岐福浦へ着。
		3月23日	朝鮮船5艘(53人)、竹島漂着。
		3月24日	福浦発。
		3月26日	竹島の内「いか島」に着岸、砲が取られた様子を発見。
		3月27日	竹島浜田浦で船2艘、朝鮮人30人ばかりを発見。大坂浦へ廻り、通詞と会話、朝鮮人の説明を聞く。村川らが以前より備え置いていた、道具・船等は朝鮮人が使用。竹島を出船。
		4月5日	米子着。
元禄 6	1693	5月22日	幕府勘定頭松平美濃守へ竹島に関する尋ねへの1度目の回答(9か条)を差し出す。(5条目に「竹嶋ははなれ嶋にて人住居は不仕候。尤伯耆守支配所にて無之候」)
		5月23日	松平美濃守へ5月22日に提出した回答を再度提出。村川・大谷の將軍謁見に関する条目が増え、9か条から10か条となる。
		6月27日	幕府勘定頭松平美濃守へ2度目の回答差し出し(1度目の補足)。

元禄 8	1695	12月24日	老中阿部豊後守より竹島に関する問い合わせ(「因州・伯州江付候竹嶋はいつの頃より両国江附属候哉」ほか7か条)。
		12月25日	阿部豊後守へ12月24日の回答書を渡す(「竹嶋は因幡・伯耆附属にては無御座候～」ほか6か条)。
		不明	元禄5～8年の渡海状況を記す(2か条)。
元禄 9	1696	1月18日	竹島渡海禁止の老中奉書。
		1月25日	江戸留守居小谷伊兵衛が幕府へ、①米子より竹島への道程、②松島に関する事項(「松嶋は何れ之国江附候嶋にては無御座候由承候事」ほか4か条)、③竹島渡海の船子について書付を差し出す。
享保 7	1722	11月	幕府へ、①元禄9年の朝鮮人来航の顛末、②渡海禁止後の竹島申匄献上について、③竹島の産物は人参と匄、ミチ油である旨、④竹島の広さはわからない旨を回答。
享保 9	1724	閏4月16日	幕府へ、竹島渡海に関する資料(書付と絵図)を提出。
		閏4月28日	幕府勘定奉行寛播磨守より再度お尋ね。
		5月1日	寛播磨守のお尋ねの内容を通達(竹島への道程、元禄5～8年までの竹島渡海の状態の質問ほか6か条)。
		5月	閏4月28日の寛播磨守のお尋ねに対し回答提出(5か条)。

⑤伯耆志

年月日		記載内容	出典	
年月日		事項	出典	
不明	5月16日	竹島渡航を許可する池田光政宛老中奉書	村川氏の項	
寛永 2	1625 寛永 2 年 10月 7 日	村川市兵衛・大谷九右衛門宛阿部四郎五郎正之書状		
寛永 3	1626 寛永 3 年 11月15日	村川市兵衛宛阿部四郎五郎書状		
不明	5月 6 日	村川市兵衛宛松平正綱書状		
	9月19日	村川市兵衛宛小島助右衛門書状		
	12月17日	村川市兵衛宛大久保正朝書状		
	6月 2 日	村川市兵衛宛龜山庄左衛門書状		
	8月26日	荒尾内匠宛宗対馬守書状		
元禄 9	1696 元禄 9 年 1月28日	竹島渡海を禁ずる老中奉書		大谷氏の項
不明	6月 2 日	大谷九右衛門宛阿部四郎五郎書状		
	5月晦日	大谷九右衛門宛阿部忠右衛門正義書状		
	1月晦日	大谷九右衛門宛安倍四郎五郎書状		
	11月22日	坂川分左衛門・大脇多左衛門宛荒尾内匠書状		
	子 8 月22日	大谷九右衛門宛書状		
7月晦日	大谷九右衛門宛鳥取藩主書状			

⑥竹島考

		記載内容	
年月日		事項	
元禄 6	1693	2月15日	大谷船、米子出船。
		2月17日	出雲国雲津へ着、数日滞在。
		3月2日	雲津出船、隠岐国島前に着船。
		3月10日	隠岐道後福浦へ着。
		3月27日	アンピンシャン等、釜山を発、同日竹島着。
		4月16日	福浦を出船。
		4月17日	未刻、竹島へ着。浜田浦は朝鮮人多きに付、唐船が崎へ船繋留。
		4月18日	朝、船頭黒兵衛以下7名で西浦を搜索、その後北浦で、朝鮮漁民1名発見、その者を連れ、大天狗に廻る。そこで、通詞ともう1名を船に招き、尋問する。そして、今年の漁をあきらめ、未刻竹島を発。
		4月20日	隠岐道後福浦へ着。隠岐代官所役人より取り調べ。朝鮮人へ役人より酒樽1つを贈る。
		4月23日	福浦発。
4月26日	島前着。		
4月27日	米子着。大谷宅へ2名を置き、荒尾修理へ届ける。		
元禄 9	1696	6月12日	朝鮮船を賀露に移し、東禅寺宿所。
		6月21日	賀露から町会所へ移す。

⑦因府年表

		記載内容		出典
年月日		事項		
元禄 6	1693	3月27日	米子町人大谷船、朝鮮人を米子へ連行。	5月28日条
		5月28日	朝鮮人鳥取移送の際、見物みだり無きよう家中及び街道筋へ触れ。理由は、「異客ノ内へ暴悪ノ者」がいるため。	
		6月4日	朝鮮人アンピンシヤ、トラへ鳥取に着。本町の町会所へ入る。	6月4日条
		6月5日	辰之助（後の西館池田清定）、朝鮮人見物のため、町会所へ入る。	6月5日条
		6月7日	朝鮮人を長崎へ送る。護衛として藩士2名と医師竹間玄碩、徒、軽卒、小人、飛脚人、料理人らが付属。	6月7日条
		6月30日	朝鮮人長崎へ到着。	
		7月25日	使者2名、鳥取へ帰着。	
元禄 9	1696	1月28日	幕府、竹島渡海禁止を命じる。	1月28日条
		6月4日	赤碕灘へ朝鮮船着岸。	6月4日条
		6月6日	船手山崎主馬、朝鮮船と長尾鼻岬（鳥取市青谷町）で遭遇。青谷へ引き戻し、川口に入れ置く。船長安同知（安龍福）・李進士ら青谷専念寺にて藩儒辻権之丞（晩庵）と筆談。	6月6日条
		6月12日	青谷の朝鮮人を賀露へ移し、東禅寺へ入れ置く。	6月12日条
		6月21日	朝鮮人を鳥取城下へ入れ、町会所へ差し置く。その後、幕府の沙汰により鳥取城下から湖山池青島へ移す。	6月21日条

⑧因府歴年大雑集

		記載内容		出典	
年月日		事項			
元禄 5	1692	5月1日	米子より鳥取城下へ朝鮮人を移す。	7月24日条 (元禄6年の誤り)	
		7月	朝鮮人を長崎まで移送する。		
		7月24日	使者2名、鳥取へ帰着。		
元禄 6	1693	2月15日	大谷船、米子出船。	「大谷九右衛門船頭口上覚」	
		2月17日	出雲国雲津へ着、数日滞在。		
		3月2日	雲津出船、隠岐国島前に着船。		
		3月10日	隠岐道後福浦へ着。		
		4月16日	福浦を出船。		
		4月17日	未刻(午後2時)、竹島へ着。浜田浦は朝鮮人多きに付、唐船が崎へ船繫留。		
		4月18日	朝、船頭黒兵衛以下7で西浦を搜索、その後北浦で、朝鮮漁民1名発見、その者を連れ、大天狗に廻る。そこで、通詞ともう1名を船に乗せ、尋問する。そして、今年の漁をあきらめ、2人の朝鮮人を乗せ、未刻(午後2時)竹島を発。		
		4月20日	隠岐道後福浦へ着。隠岐代官所役人より取り調べ。朝鮮人へ役人より酒樽を1つ贈る。		
		4月23日	福浦発、島前着。		
		4月26日	島前発、出雲国長浜着。		
		4月27日	米子着。		
		4月28日	隠岐南方・北方両村庄屋・年寄が朝鮮人口述書を代官所へ提出。		
		6月30日	朝鮮人を長崎まで移送。		
		7月1日	長崎奉行に朝鮮人を引き渡す。		「江戸へ相詰居候人之記」
		7月24日	帰国。		
5月28日	朝鮮人鳥取移送の際、見物みだり無きよう家中及び街道筋へ触れ。理由は、「アンヒシヤン殊外悪性の者」で「米子表ニてもてあまし」たためとする。	5月28日条			
元禄 9	1696	1月18日	竹島渡海禁止の老中奉書。	1月18日条	
		6月8日	普請奉行北村八兵衛ら、青谷に入港中の朝鮮人一行を連行。	6月10日条	
		6月12日	朝鮮人、賀露へ移される。異説に6月4日とあり。		
		7月17日	朝鮮人、湖山池青島へ移送される。		
		6月5日	朝鮮人らの赤崎到来を知らせる飛脚、江戸へ向け出発。	6月12日条	
		6月12日	朝鮮人らの赤崎到来を知らせる飛脚、江戸に到着。		
		6月13日	朝鮮人の赤崎到来を幕府へ報告する。		
		6月16日	朝鮮船、青谷湊へ繋ぎ置かれ、あんひしやん(安龍福)ら青谷専念寺にて藩儒辻晩庵(権之丞)と筆談。	6月16日条	
6月23日	大久保加賀守、聞役(江戸留守居)吉田平馬を呼び、①対馬藩通辞派遣の旨、②朝鮮人を賀露東禅寺へ入れ置くことの禁止、③朝鮮人の長崎移送は海路にすべき旨を伝える。				

⑨増補珎事録

記載内容			出典	
年月日	事項			
元禄 5	1692	3月27日	大谷船、竹島にて朝鮮人と遭遇。「公義代々拝領致」す島であるとして、朝鮮人に抗議。	同年条
		4月5日	米子へ帰着。	
元禄 6	1693	2月下旬	大谷家船頭九郎兵衛、米子を出船。	5月4日条
		4月17日	竹島へ着船。朝鮮人と遭遇。	
		4月27日	朝鮮人を連行し、米子へ着船。	
		5月4日	加藤郷右衛門・尾関忠兵衛らの付添により、朝鮮人鳥取城下の町会所へ移る。	
		—	朝鮮人申口、朝鮮人2名の札の記載あり。	
元禄 9	1696	6月6日	朝鮮国の「使船」、青谷に着船。	6月6日条
		6月10日	鳥取へ朝鮮国の「使者」11人来港の報。	
		6月12日	朝鮮人ら賀露へ移送。	
		7月17日	朝鮮人を湖山池青島へ移す。	
		—	朝鮮人名、船旗の記載あり。	

⑩竹島渡海由来記抜書

記載内容			
年月日	事項		
不明	5月16日	竹島渡航を許可する池田光政宛老中奉書	
	6月2日	大谷九右衛門宛阿部四郎五郎政重書状	
	5月晦日	阿部忠左衛門正義宛久納九右衛門書状	
	1月晦日	大谷九右衛門宛阿部四郎五郎政重書状	
寛文11	1671	5月28日	将軍家綱への御目見。献上物の控と「御目見御式次第御目録書」
延宝 7	1679	8月	将軍家綱への御目見。献上物の控。
寛文 6	1666	11月22日	坂川分左衛門・大脇多左衛門宛荒尾内匠書状
不明		8月15日	阿部四郎五郎宛酒井讃岐守忠勝書状
延宝 9	1681	5月13日	竹島に関する幕府巡見使への回答
貞享 2	1685	5月6日	大谷九右衛門宛松平正綱（側用人）書状
不明		8月14日	松平正綱書状
		5月8日	大屋九右衛門宛安倍四郎五郎書状
		11月27日	大屋九右衛門宛大久保和泉守正朝書状
		7月晦日	大屋九右衛門宛大久保和泉守正朝書状
元禄 9	1696	1月28日	竹嶋渡海禁止の老中奉書。
不明		11月14日	大谷九右衛門宛河村彦十郎・蓮花寺五郎八書状
		4月19日	大谷九右衛門宛河村彦十郎・蓮花寺五郎八書状
		12月14日	大谷九右衛門宛河村彦十郎・蓮花寺五郎八書状
延享元	1744	8月22日	大谷九右衛門宛牛尾金右衛門・上村惣右衛門書状（在国中お目見えにつき）
寛保元	1741	6月10日	長崎奉行所宛大谷九右衛門書状（長崎貫物問屋の儀につき）
		12月18日	護法院宛万里小路民部書状
		12月27日	大谷九右衛門宛万里小路民部書状
延享 4	1747	4月11日	大谷九右衛門宛牛尾金右衛門書状